

贈与税

贈与税は個人から財産を贈られたとき、 財産をもらった人にかかってくる税金です。

- 個人から財産を贈られたら、それが現金であろうと不動産であろうと、もらった人には贈与税という税金がかかります。この贈与税は国税です。(法人からの贈与は一時所得として所得税が課税されます。)
- 贈与は、法律的には『自分の財産を無償で与えること』をいいますが、税務上では右の5つの場合等も贈与とみなされてしまいますので注意してください。

《税制上、贈与と見なされる場合》

- ①時価より著しく安い値段で財産を譲り受けたとき。
- ②お金の受け渡しがないのに、不動産などの名義を変更したとき。
- ③借金を免除してもらったとき。
- ④子供名義などで、新たに不動産を取得したとき。
- ⑤親などから形式的に借金したとき。

贈与税には、110万円の基礎控除が認められています。

(従来通りの課税方式)

- 毎年1月1日から12月31日までの1年間にももらった財産の合計金額が110万円を超える場合に課税される方式です。1年単位でもらった財産を集計して課税することから暦年課税方式と呼んでいいでしょう。110万円は基礎控除といって、1年間にこの金額までの贈与なら贈与税がかかりません。
- この1年間1人あたり110万円の基礎控除を活用すれば贈与税を節税することもできます。たとえば300万円を贈与するなら、一度に贈与しないで、毎年100万円ずつ3年間贈与すれば税金はかかりません。
- 従来通りの贈与税の計算方式は次の通りです。式の中の税率と速算控除額は速算表から当てはまるものをみて計算します。

▶ 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価額	税率(%)	控除額(万円)
0~200万円以下	10	—
200万円超から300万円以下	15	10
300万円超から400万円以下	20	25
400万円超から600万円以下	30	65
600万円超から1,000万円以下	40	125
1,000万円超	50	225

▶ 贈与税額 = (贈与財産の課税価額 - 110万円) × 税率 - 控除額

たとえば Aさんが、1年間に祖父から500万円、母から700万円、計1,200万円の贈与を受けました。この場合の贈与税額を計算してみましょう。

- 課税価額 = 1,200万円
- 基礎控除 = 110万円
- 基礎控除後の課税価額 = 1,090万円^①

贈与税速算表の「基礎控除後の課税価額」の欄から、1,090万円に当てはまる税率と控除額を見つめます。

▶ 贈与税速算表

基礎控除後の課税価額	税率	控除額
0~200万円以下	10%	— 円
1,000万円超 ^①	50% ^②	2,250,000 ^③

- 税率 = 50%^②
- 控除額 = 225万円^③

上の①、②、③を贈与税の計算式に当てはめて計算します。

- 贈与税額 = (1,200万円 - 110万円) × 50% - ^③控除額
225万円 = 320万円
贈与税額は320万円です。

贈与税とはどんな税金で、どんなときにかかるのですか。